

中央ナースセンターの指定の在り方に関する検討会報告書(案)

1. はじめに

- 地域医療体制を維持し、質の高い医療を提供していく上で、看護職員の確保は極めて重要な課題となっていた。
このため、平成4年には、看護師等の養成、処遇の改善、資質の向上、就業の促進等を図るための措置を講ずることにより、病院等に看護師等を確保することを目的とする「看護師等の人材確保の促進に関する法律(平成4年法律第86号。以下「法」という。)」が制定された。
- 看護師等の就業の促進に関して法は、厚生労働大臣が、都道府県ナースセンターの業務に関する連絡調整及び援助を行うこと等の業務を適正かつ確実に行うことができる法人を、全国を通じて1個に限り中央ナースセンターとして指定することができることとした(第20条)。
- また、前記の規定に基づき、平成5年12月に日本看護協会が中央ナースセンターとしての指定を受けた。
- 他方、全国に1つの法人を指定して業務を実施させる「指定法人」については、平成22年12月に取りまとめられた「厚生労働省独立行政法人・公益法人等整理合理化委員会」報告書において、「全指定法人は、指定根拠法令の検討を通して、その在り方を全面的に見直す。その検討は、関係する審議会等で行うこととする。指定根拠法令を存置する場合には、その指定先選定理由の情報公開、プロポーザル方式を含む参入要件、新たな指定基準など『新ルール』を制定する」などの改革への提言がなされたところである。
- 本検討会は、上記の改革への提言を踏まえ、中央ナースセンターの指定の在り方について○回にわたる検討を行い、今般、その結果を報告書として取りまとめた。

2. 指定制度の在り方について

(1) 指定制度の趣旨等

- 中央ナースセンターは、法により次の業務を行うものとされている。
 - (ア) 都道府県ナースセンターの業務に関する普及啓発を行うこと。
 - (イ) 都道府県ナースセンターの業務について、連絡調整を図り、及び指導その他の援助を行うこと。
 - (ウ) 都道府県ナースセンターの業務に関する情報及び資料を収集し、並びにこれを都道府県ナースセンターその他の関係者に対し提供すること。
 - (エ) ニ以上の都道府県の区域における看護に関する啓発活動を行うこと。
 - (オ) (ア)～(エ)のほか、都道府県センターの健全な発展及び看護師等の確保を図るために必要な業務を行うこと。

- 看護師等の就業を円滑に進めるための専門的な無料職業紹介は、法制定以前から都道府県単位でナースバンク事業として行われ、同事業では職能団体としてのネットワーク等を活かしながら、働く意欲を持つ看護師等の掘り起こしを行うとともに、ニーズに適した職場に就職できるように努めてきた。

- ナースセンターは、ナースバンク事業を内容的にも発展・強化するとともに、指定法人として法定化することによって、看護師等についても一層安心して相談や職業紹介などを受けることができるようにしたものである。

- ナースセンターは、都道府県ナースセンターと中央ナースセンターの2種類から構成されるが、中央ナースセンターは、全国的な事業を進めるものとして、全国に1つ指定されることとなっている。

(2) 業務の現況

- 中央ナースセンターは、平成22年度においては、①機関誌等による広報、②進路相談のための情報収集及び情報提供、③都道府県のナースセンター事業担当者会議の開催、④都道府県ナースセンター事業実施状況調査、⑤訪問看

護師養成講習会実施状況調査のほか、⑥ナースセンター・コンピュータ・システム（NCCS；各都道府県ナースセンターで行っている無料職業紹介システム（e－ナースセンター）及び都道府県ナースセンター業務システムの総称）及びe－ナースセンターの運用、⑦NCCS登録データに基づく看護職員の需給、就業動向の把握及び分析を行っている。

- このうち、NCCSにより維持されているe－ナースセンターの平成22年度の月別アクセス数は、年間で57万9836件（月平均で4万8320件）に達している。また、NCCSを通じた無料職業紹介の平成22年度の実績は、有効求人数15万5058人、紹介者数1万9818人、就職者数1万2404人となっている。
- 上記の就職者のうち、5794人を臨時雇用職員が占めるとともに、臨時雇用職員以外の求人充足率は低い状況にあるが、臨時雇用職員が多いことは最近の医療現場に慣れていない人やフルタイムの就業が困難な人に頼りにされているという面もあるものと考えられる。
- 都道府県ナースセンターでは、医療機関がどの程度の求人があるのか調査し、病院の離職者や、在宅の者の就業希望等も調査した上で、これらの情報を活かして、看護の職場を分かる相応の技量を備えた相談員が丁寧に地域の実情に応じた対応を行っている。
- また、再就職希望者に対する研修や、看護に関する啓発活動などの各種の事業を実施しているが、これらの事業を有効に組み合わせることによりナースバンクの機能を更に向上させることが期待できる。

(3) 指定制度の必要性

- 平成22年12月に取りまとめられた「第七次看護職員需給見通しに関する検討報告書」によれば、看護職員の需要見通しは、平成23年の約140万4000人から、平成27年には約150万1000人に増加する見込み（約6.9%の伸び率）である一方、看護職員の供給見通しは、平成23年の約134万8000人から、平成27年には約148万人6000人に増加する見込み（約10.2%の伸び率）となって

いる(人数はいずれも常勤換算)。

- 上記報告書は、看護職員需給見通しを着実に実現していくためには、定着促進を始め、養成促進、再就業支援にわたる確保対策について一層の促進を図ることが必要不可欠であるとされており、このうち、再就業支援については、国や都道府県は、ナースバンク事業に対する補助や、潜在看護師等に対する臨床実務研修に対する補助を実施してきたが、ナースバンクは、ハローワーク等と連携した取り組み等により効果を一層増大させることを期待するとしている。
- このように、質の高い医療サービスを安定的に提供できる体制を整備するため看護職員の確保対策を推進していく上で、ナースバンク事業については、看護職員に対する周知広報を更に強化するなど運営方法の改善を図るべき点が少なくないものの、その意義についてはますます重要なものとなっている。
- この点に関して、社会保険から医療機関に対して診療報酬として支払われたもののうちから民間の職業紹介事業者が高い手数料が取られることにより、そのコスト負担が看護師育成や医療機関の運営に支障を生じさせることのない無料職業紹介の制度は、極めて重要であるとの意見があった。
- また、ハローワークはすべての職業紹介を扱っているが、ナースセンターは看護職員の就職支援、確保に特化した、いわば生命と健康を守るインフラとしての機能を果たすことが期待されている。
- 都道府県ナースセンターを通じたナースバンクは、中央ナースセンターによるNCCSの運用を始めとした各種の連絡調整業務を実施することなしに、円滑に事業を展開していくことが困難であり、これらの業務は、国等の行政機関が自ら行うよりも、看護師等の確保を図り、もって保健医療の向上に資することを目的とする民間団体において行う方がより円滑かつ効率的に実施することが期待できるものと考えられる。
- また、看護職員に対する無料職業紹介事業に係る連絡調整業務等の中央ナースセンター事業に対しては、財政面の支援として国から補助金を交付しているところであるが、重複投資を回避し、業務の効率化を図る観点からも、全国を通じて

1 法人に限り指定する指定法人制度を維持することはやむを得ないものと考えられる。

(4) 指定先の選定方法等

- 平成5年12月から現在に至るまで、中央ナースセンターとして指定されている日本看護協会は、「都道府県看護協会との連携のもと、保健師、助産師、看護師及び准看護師が教育と研鑽に根ざした専門性に基づき看護の質の向上を図るとともに、安心して働き続けられる環境づくりを推進し、あわせて人々のニーズに応える看護領域の開発・展開を図ることにより、人々の健康な生活の実現に寄与すること」を目的とする公益社団法人である。
- 日本看護協会に対する法に基づく中央ナースセンターの指定は、前述のとおり、法制定以前からナースバンク事業を支えてきた職能団体であることを考慮して行われたものである。
- 中央ナースセンターの指定後20年近くにわたって、中央と都道府県の職能団体は相互に連携して、ナースバンク事業関連業務のほか、看護に関する啓発活動やナースセンター業務に係る情報収集にわたる幅広い業務を継続して実施してきた。この間、中央ナースセンターには、NCCSの運用を始めとして様々なノウハウが蓄積されるとともに、一定の成果を挙げてきたものと考えられる。
- また、これまで日本看護協会は、中央ナースセンター事業に対して、国から交付された補助金以上の支出をしており、直ちに「既得権として長期にわたり指定による業務を実施」したとは言えないのではないか、との意見もあった。
- しかしながら、法が制定されたときと比較して、中央ナースセンターの指定に関しても、手続面での透明性が強く要請されるようになってきており、中央ナースセンターの指定に係る公募を行うべきではないかとの意見もあった。

- このような状況も踏まえ、当面は、現在指定を受けている中央ナースセンターが引き続き業務を継続することとするものの、今後、法の改正が行われ中央ナースセンターの業務の見直しがあったとき、又は法第3条第1項に基づく基本的な指針の変更があったときには、改めて中央ナースセンターの指定について見直しをすべきである。その際には、あらかじめ法に基づく中央ナースセンターの各業務の実施に係る条件などを提示した上で、期間を限って広く申請を受け付けるなどの手続について考慮すべきである。
- なお、中央ナースセンターにおいては、NCCSの運用を始めとして都道府県ナースセンターとの連絡調整業務など継続性が重視される業務が中心となっていることから、少なくとも短期的に指定を見直すことは馴染まないものという意見もあった。

3. おわりに

- 急速に高齢化が進展し、医療技術が進歩する中で、中央ナースセンターは、法の趣旨を踏まえ、より一層、時代の要請に応じた看護職員の確保対策の強化を図っていくべきである。
- また、中央ナースセンター事業については、日本看護協会のホームページにおいて毎年度の事業報告書を掲載するなど情報公開に努めているものの、都道府県ナースセンターと比較して、実施している事業の内容が外部から分かりにくいところがある。
- このため、一般にも分かりやすい資料の作成など、今後より一層の事業運営の透明性の確保を図るべきである。